

平成17年度狂犬病予防注射実施のお知らせ

犬を飼われるときには、狂犬病予防法に基づく犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射（生後3ヶ月以上）が必要です。下表のとおり狂犬病予防注射を実施いたしますので、最寄りの会場で必ず受けていただきますようお願いいたします。

尚、注射会場には多くの犬が集まり危険ですので、大人の方が連れて来て下さいますよう併せてお願いいたします。

【日程】

	月 日	時 間	会 場	
岸本地区	4/11 (月)	13:30 ~ 13:50	立岩公民館	
		14:20 ~ 14:40	農協八郷支所	
		14:50 ~ 15:10	伯耆町総合スポーツ公園	
	4/12 (火)	13:30 ~ 14:10	保健福祉センター(ゆうあいパル)	
		14:40 ~ 15:10	農村環境改善センター(役場横)	
溝口地区	4/13 (水)	13:20 ~ 13:30	添谷車庫前	
		13:40 ~ 13:50	富江公民館	
		14:00 ~ 14:10	大滝集会所	
		14:20 ~ 14:30	大坂公民館	
		14:40 ~ 14:45	白水公民館	
		14:55 ~ 15:05	根雨原公会堂	
		15:15 ~ 15:25	宮原作業場	
		15:35 ~ 15:45	谷川公民館	
	4/14 (木)	13:20 ~ 13:30	大江公民館	
		13:40 ~ 13:50	大平原集会所	
		14:00 ~ 14:10	金屋谷公会堂	
		14:20 ~ 14:30	岩立公民館	
		14:40 ~ 14:45	榊水フィールドステーション	
		15:05 ~ 15:40	溝口分庁舎車庫前	
		4/15 (金)	13:20 ~ 13:30	福岡分校
			13:40 ~ 13:50	畑池公民館
14:00 ~ 14:10	上ノ名公民館			
14:20 ~ 14:30	二部公民館			
14:40 ~ 14:55	三部文化センター			
15:05 ~ 15:15	荘中央公民館			
15:25 ~ 15:40	中祖公民館			
15:50 ~ 15:55	宇代公民館			

【料金】

登 録 済		新 規 登 録	
注射済票交付手数料	550円	新規登録手数料	3,000円
狂犬病予防注射料	2,400円	注射済票交付手数料	550円
		狂犬病予防注射料	2,400円
計	2,950円	計	5,950円

個別接種について

予防注射はこの他にも動物病院で受けることができます。

注射後、狂犬病予防注射済票の登録が必要になりますので、動物病院で発行される予防注射済証と注射済票交付手数料(550円)を持参の上、伯耆町役場生活環境課又は溝口分庁舎総合窓口課までお出かけください。

【問い合わせ先】生活環境課 電話 68-5537

おしらせ

Information

自動車事故対策機構からののお知らせ

【交通遺児等育成資金の貸付について】

自動車事故により死亡された方のお子様0才から中学校卒業まで(に対して次のとおり育成資金をお貸ししています。

貸付申込者
そのお子様を扶養している保護者
貸付金額
はじめに一時金
一五五、五〇〇円

毎月
二〇、〇〇〇円
入学支度金(小中学校入学時)
四四、〇〇〇円

利子
無利子
貸付期間
貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

返還期間
中学校卒業後、一年据え置いてから月賦・半年賦併用による二十年以内の均等払い。

種別	平成14年4月1日以降の事故	平成14年3月31日以前の事故	支給月額
常時介護	自賠償保険等による等級が1級1号・2号	旧自賠償保険等による等級が1級3号・4号	58,570円~ 136,880円
随時介護	自賠償保険等による等級が2級1号・2号	旧自賠償保険等による等級が2級3号・4号	29,290円~ 54,000円

【問い合わせ先】自動車事故対策機構
鳥取支所 0857-24-0802

今年から、自動車税は五月一日より納めることができます。昨年まで五月中旬にお送りしていた納税通知書を、今年から四月末までにはお届けしますので、今までより余裕を持って納めていただけるようになります。

納期限は今までどおり五月三十一日です。

詳しくは、鳥取県庁税務課(〇八五七二六七〇五三)までお問い合わせください。

自動車税の納税通知書を今までより早くお届けします

〇八五七二四四三三三

相談センター
鳥取自動車保険請求

【問い合わせ先】

まずはご相談ください。

ただし、高校・大学等へ進学した場合、在学中返還を猶予します。

【自動車事故による重度後遺障害者介護料の支給制度について】

自動車事故によって脳・脊髄・胸腹部を損傷し、重度後遺障害の程度が次に該当する方に対して介護料を支給しています。支給対象者・額は次の表のとおりです。

自動車保険請求相談センターからののお知らせ

日本損害保険協会では、近年複雑化している交通事故の解決にお困りの方のために「自動車保険請求相談センター」を設置し、自動車損害賠償責任保険・任意自動車保険の請求についての相談を無料で行っています。



春季農作業労働標準賃金が決まりました

農作業労働標準賃金とは、農業就業構造や農業経営の改善近代化を目的として、適正かつ合理的な標準賃金の作成をしたものです。

金額等は次の表のとおりです。

作業名	協 定 額		摘 要
	岸本地区	溝口地区	
農業地域類型	平地農業	中間農業	
一般農作業 男女共	6,900円		8時間労働 雇いなし
耕うん	整備田	6,600円	10a当たり
	未整備田	7,200円	10a当たり
代かき	整備田	荒代植代 4,500円 荒植代同時 5,100円 7,200円	10a当たり
	未整備田	荒代植代 5,000円 荒植代同時 5,600円 8,200円	10a当たり
機械田植	整備田	6,100円	10a当たり
	未整備田	7,000円	10a当たり
牧草刈り	3,700円		10a当たり
畦付け機	40円	50円	1m当たり

消費税込み
農業地域類型で農作業条件が異なるため、旧町単位での協定額としました。

【問い合わせ先】農業委員会事務局 電話 62-0715